

第2章 原子力災害事前対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整
- 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 4 節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 5 節 緊急事態応急体制の整備
- 6 節 屋内退避、避難体制の整備
- 7 節 複合災害時対応体制の整備
- 8 節 緊急輸送活動体制の整備
- 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 11 節 行政機関の業務継続体制の整備
- 12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
- 13 節 防災業務関係者の人材育成
- 14 節 防災訓練等の実施

1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

2節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。また、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。

3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 応急・復旧活動に必要な機材の確保

市は、燃料、発電機及び建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難所選定、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、市の公共用地の有効活用を図るものとする。

なお、市内の国有・県有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請するものとする。

4 節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関等）
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、職員の派遣体制に整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会*と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

[非常通信協議会について]

同協議会は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常無縁の円滑な運用を図ることを目的に設立された。非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練の実施など、平常時から円滑な運用を目指した活動に取り組んでいる。

主な構成員は、総務省をはじめとする各省庁のほか、都道府県、市町村、電話・ラジオ・テレビ等の民間事業者である。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話及び業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、関係機関等からの意見聴取や連絡・調整等を行うため、必要に応じて関係機関等の職員を災害対策本部に出席させる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、人口・世帯数等の社会環境に関する資料等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画を備えるなど、防災上必要とする資料を整理する。また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市防災行政無線については、移動系防災無線の整備・充実に努めるとともに、同報系防災無線の設置を促進する。なお、この場合、同報系防災無線にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるため、消防救急デジタル無線を利用したサイレン及びスピーカーの整備を進めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

① 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

② 緊急速報メールの活用

市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

③ 地上デジタルデータ放送の活用

市は、放送事業者と協力し、データ放送の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(4) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(5) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

5 節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 職員参集体制の整備

市は、安全協定に基づくトラブル情報の頻繁な通報が発生した場合、情報収集事態・警戒事態の発生を認知した場合、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 職員配備体制の整備

市は、職員の配備レベルに基づき、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部等の配備体制及び動員体制を整備するものとする。

また、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部等について、次の点をあらかじめ定めておくものとする。

- ① 設置基準
- ② 設置場所
- ③ 組織
- ④ 事務分掌
- ⑤ 職員の派遣方法
- ⑥ その他必要事項

※配備体制等については、第3章3節「活動体制の確立」参照。

3 対策拠点施設における体制の整備

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等に係る職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センター（オフサイトセンター）において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）への派遣手段等を定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国及び県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。

市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、国の防災基本計画では、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の下に緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

[原子力災害合同対策協議会の構成]

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、県警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

また、市は、屋内退避又は避難のための立ち退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村等との消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

〔県の対応〕

県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図ることとされている。

また、県は、市町村の区域を越えて避難する住民の避難所の選定、市の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援することとされている。

9 対策拠点施設の活用

市は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

10 モニタリング体制等

緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）のために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

また、市は、緊急時モニタリング結果のデータを共有した上で、速やかに住民に周知するための体制を整備する。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

(空白)

6 節 屋内退避、避難体制の整備

1 屋内退避・避難の方針

市は、放射性物質放出前に緊急的に避難を実施する PAZ とは異なり、UPZ に該当する。そこで、市は、原子力災害指針に基づき、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした対策を実施し、市が避難指示区域になった場合には、風向や距離等を考慮した段階的な避難を実施するよう、屋内退避、広域避難等の計画を整備するものとする。

2 屋内退避体制の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避指示時の行動計画を具体的に定めておくものとする。また、この場合、状況に応じた安定ヨウ素剤の服用等の防護措置や事態の進展による広域避難を考慮する。

3 安定ヨウ素剤の配備体制

市は、県と協議の上、国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、迅速に住民へ配布するため、関係機関等の協力のもと、最も効率的な備蓄場所を選定するものとする。

4 気象情報の入手体制

市は、新潟地方気象台や民間事業者等との連携を図り、屋内退避・段階的な避難などの防護対策の意思決定に必要となる風向きや雨・雪などの気象情報を適切に入手できる体制を整備する。

- ・新潟地方気象台ホームページ等による迅速な気象情報の入手
- ・気象情報を取り扱う民間事業者との連携による多方面からの気象情報の入手

5 避難誘導、移動手段等の確保

市は、自動車避難を前提とし、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) 避難誘導資機材の確保

国、県及び関係市町村と協力し、住民の避難誘導に必要な資機材の確保を図るものとする。

(2) 自家用車以外の避難手段の確保

自家用車で避難できない住民のために、バス等の車両のほか、船舶や鉄道、ヘリコプター等の避難手段を確保するため、関係機関と適切に調整を図るものとする。

(3) 交通手段を持たない住民の把握

迅速に避難用車両等を要請するため、住民の避難方法や避難時の集合場所の検討と合わせ、交通手段を持たない住民の把握に努めるものとする。

(4) 自家用車両等の燃料の枯渇防止

東日本大震災の教訓を踏まえ、住民に対しては、避難時に自家用車両等の燃料の枯渇を防ぐため、日頃から燃料の残量に気を配るよう啓発を行うものとする。

(5) 交通情報等の適切な入手

国、県及び東日本高速道路（株）等から、渋滞等の交通情報や道路情報等を適切に入手する体制を整備するよう努めるものとする。

6 避難所等の整備

市は、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズについても十分配慮する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局、民生部、福祉保健部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

7 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

また、市は、震災等自然災害対策と同様に、平常時より、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報共有を図ると共に、必要に応じ避難誘導や搬送体制の整備を図るものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者

名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。

在宅の要配慮者の避難・屋内退避が近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づいて、避難支援体制を整備する。

[医療機関との連携]

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

[社会福祉施設との連携]

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。
特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

8 学校等施設における体制の整備

市は、児童、生徒、学生や就学前の子どもたちが安全かつ確実に屋内退避等を実施するために、災害発生時における学校施設、幼稚園・保育園・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が実施する保護者への情報伝達体制や、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等に関する避難計画を作成するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設に係る体制の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

10 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難及び退避のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、県警察、消防機関等関係機関とあらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

11 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

12 屋内退避、避難場所・避難方法等の周知

市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

屋内退避の徹底や避難の迅速な実施のためには、具体的な屋内退避計画、避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となるため、国、県及び原子力事業者の協力の下、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な屋内退避、避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

7 節 複合災害時対応体制の整備

1 計画の方針

市は、複合災害時に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 対策拠点施設への職員派遣

市は、複合災害時においても、必要な職員を災害対策拠点へ確実に派遣するため、複数の派遣経路及び手段を整備するものとする。

(2) 広域応援体制の整備

市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備するものとする。

(3) 資機材等の搬送体制の整備

市及び県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するものとする。

3 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、国、県、関係市町村、関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集、連絡体制及び通信手段を整備するものとする。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行うものとする。

5 研修及び訓練の実施

市は、本章第13節に定める研修及び第14節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮するものとする。

6 緊急時モニタリング体制の整備

市は、国、県等が実施する複合災害時における緊急時モニタリング体制の整備に協力をする。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

市は、国、県等が実施する複合災害時における原子力災害医療体制の整備に協力する。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備することとされている。

県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備することとされている。

8 屋内退避、避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう県の支援のもと、計画を作成するものとする。

(2) 避難所等の設置運営

市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

[県の対応]

県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難経由所、避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備することとされている。

9 緊急輸送活動体制の整備

市は、県と協力し、複合災害時における緊急輸送活動に備えた搬送路及び搬送手段の体制を整備するものとする。

[県の対応]

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、関係機関と必要な体制を整備することとされている。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備するものとする。

[県の対応]

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備することとされている。

8 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄のヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるとともに、県、北陸地方整備局及び東日本高速道路（株）等の道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努めるものとする。

なお、冬期間の積雪等による交通障害が発生しないよう、緊急輸送路の確保に努めるものとする。

(2) 緊急時の配車、要員配置の整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。

[県の対応]

- ① 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めることとされている。
- ② 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努めることとされている。
- ③ 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めることとされている。

- ④ 県は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進することとされている。
- ⑤ 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届け出の周知を図ることとされている。
- ⑥ 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図ることとされている。

〔県警察の対応〕

- ① 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備することとされている。
- ② 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図ることとされている。
- ③ 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めることとされている。

〔関係機関の対応〕

- ① 交通・鉄道・運送事業者で指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努めることとされている。

9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急及び消火活動用資機材の整備

市は、国及び県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急及び消火活動用資器材の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

[緊急時における配備体制の整備]

- ・ 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- ・ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

る。

- ・市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた緊急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するとともに、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

(1)食料・物資の備蓄

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2)備蓄拠点等の整備

市は、国及び県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 大規模・特殊災害における救助隊の支援要請手順等の整備

大規模・特殊災害時には、県は国と連携し、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進することとされていることから、市はあらかじめ県等と調整を図り、救助隊の支援要請の手順、連携方法等を整備する。

10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な情報の提供に努めるとともに、住民等に対して必要な情報が確実に伝達かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達手段の多重化、多様化

(1) 防災行政無線等の活用

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化等の整備に努めるものとする。

3 地域コミュニティによる共助の推進

(1) 地域住民との協力体制の構築

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

11 節 行政機関の業務継続体制の整備

1 行政機関の業務継続体制の整備

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続計画体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 方針

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について普及啓発に努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市(町村)、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

また、市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点の支援へ十分に配慮するよう努めるものとする。

2 教育機関等における普及啓発

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

13 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。さらに、訓練等において研修の成果を具体的に確認する等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、国、県等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

14 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、以下に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 災害拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民屋内退避・避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助訓練

(2) 国等の訓練への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等関係機関と総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、国（原子力規制委員会等）、県及び原子力事業者等関係機関の協力を受け、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成し、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的やチェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は専門家による訓練の評価を行う等、改善点を明らかにし、必要に応じて、マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。